

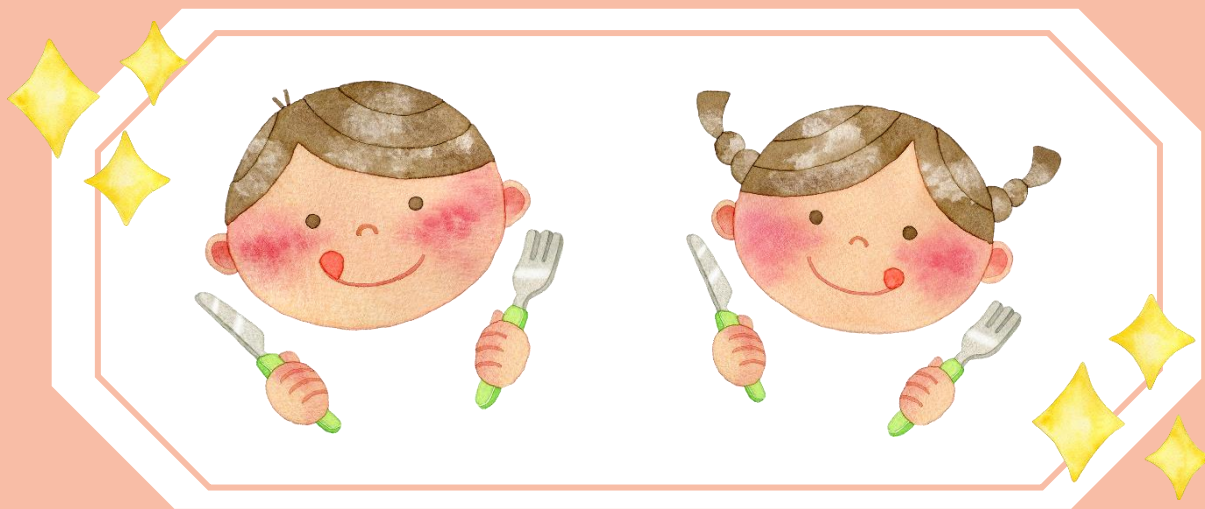


山形県

令和
8
年度

移住世帯向け食の支援

県外から移住された方に、お米・味噌・醤油・県産食品詰合せをご提供します



主な対象要件

- ◆令和8年1月1日から令和8年12月31日までに県外から県内の市町村に転入したこと。
- ◆転入の前日までに「やまがた暮らし移住希望登録」に登録していること。
- ◆転入後「移住完了アンケート」に回答していること。
- ◆県内に定住する意思をもって、県外から県内の市町村に生活の本拠地及び住所を移したこと。
- ◆転勤、出向、派遣又は県内大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校への進学による転入ではないこと。

提供内容

- ◆米：2人以上世帯：20kg / 世帯、単身世帯：10 kg / 世帯
- ◆味噌：2人以上の世帯、単身世帯 1kg / 世帯
- ◆醤油：2人以上の世帯、単身世帯 1ℓ / 世帯
- ◆県産食品詰合せ：2人以上の世帯、単身世帯 1セット / 世帯

申請期限

令和9年1月15日



令和8年度山形県移住世帯向け食の支援 申請の流れ

STEP1

転入日※の前日までに

※住民票上の「住民となった日」を指します。「届出日」ではないため、ご注意ください。
また、転入日と同日の登録は支援対象外ですので、お早めにご登録ください。

「やまがた暮らし移住希望登録」に登録



右の二次元コードまたは以下URLよりWEBにてお手続きください。

URL：<https://yamagata-iju.jp/soudan/ijyu-form.html>

※登録後、<yamagatakeniju@yamagata-iju.jp>より、STEP3のウェブ回答用URLがメールにて
自動返信されます。STEP3の手続きに必要ですので、届いたメールは削除せずに保管してください。

※登録後にメールが届かない場合は、県へご連絡ください。

STEP2

各市町村で転入手続き

STEP3

転入後に「移住完了アンケート」に回答

STEP1「やまがた暮らし移住希望登録」へ登録完了後、自動返信される受付メールの本文に記載されているURLよりご回答ください。（URLはHP等では公表しておりません。）

※「やまがたe申請」での電子申請となります。

※回答の翌日以降に、STEP4のWEB申請用URLをメールにてお送りします。

アンケートに回答いただかないと支援へ申請いただけませんので、忘れずに、お早めにご回答ください。

STEP4

申請用URL受信後、必要書類を準備して申請

STEP3の回答後に送付されたメールの本文に記載されているURLより申請してください。
（URLはHP等では公表しておりません。）

要件に該当する場合、申請期限（令和9年1月15日）までに申請してください。

※「やまがたe申請」での電子申請となります。

※ご自身が支援の要件に該当するか、要綱等により制度を必ずご確認ください。

【必要書類について】

以下の書類の電子データ（スマートフォン等で撮影した画像やスキャンしたデータ）をご準備ください。

■以下の①②のいずれか

いずれも個人番号がないもの、かつ、申請日から3か月以内に発行されたもの

①住民票謄本の写し

②戸籍の附票謄本の写し

※確認事項がある場合、山形県よりメールにてご連絡します。

STEP5

山形県による申請内容の審査

申請順に確認を行いますので、ある程度お時間をいただきます。

確認事項がある場合、山形県よりメールにてご連絡します。

STEP6

支給決定

申請内容に問題がなければ、山形県よりメール及び書面にて支給決定のご連絡をいたします。

STEP7

申請書に記載した住所へお届け

到着日時を指定いただくことはできません。

不在時の到着日時変更は、配送業者と直接やり取りしていただきます。

【注意事項】

- ・転入日から3年以内に県外転出した場合、支援相当額を返還いただく場合があります。
- ・県からのご連絡は、原則メールにて行います。@以下が次のアドレスからは受信できるよう設定のうえ、受信メールはこまめにご確認ください。
<@pref.yamagata.jp> <@yamagata-iju.jp> <@apply.e-tumo.jp>



【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

〒990-8570山形市松波二丁目8番1号

メールアドレス：yamagatakeniju@pref.yamagata.jp